

コミュニティ・ビジネスによる 雇用創出のために¹

NPO 分析から
行政の支援のあり方を考える

慶應義塾大学 樋口美雄研究会 地域政策

岡田弘道 小野恭督 嵯峨佑子
深堀遼太郎 松田航介 吉川諒

2008年12月

¹本稿は、2008年12月20日、21日に開催される、ISFJ 日本政策学生会議「政策フォーラム2008」のために作成したものである。本稿の作成にあたっては、樋口美雄教授（慶應義塾大学）をはじめ、多くの方々から有益且つ熱心なコメントを頂戴した。ここに記して感謝の意を表したい。しかしながら、本稿にあり得る誤り、主張の一切の責任はいうまでもなく筆者たち個人に帰するものである。

要約

少子高齢化が進む日本において、いくつになっても働ける社会というのは理想的であるとされている。しかし、実際には高齢化が進むと地域間の人口移動が少なくなるので、労働需給がマッチングせず、雇用情勢に格差が生まれてきてしまうだろう。また、国の債務が膨らみ続ける今の状況下では、新たな公共事業も少なくなり、旧来型の公共投資による雇用というのも縮小していくだろう。従って、今地域では内発的な雇用創出策が求められている。これまで日本は中央集権的な雇用政策ばかり行ってきたが、2000年代に入って風向きは変わってきており、地域が主体的に雇用政策を行えるように環境が少しずつ整えられてきている。これはもはや中央による画一的な雇用政策は限界に足しており、これからの雇用政策は地域の実情に即したものである必要に迫られていることを意味している。

しかし、それぞれの地域にも限界があり、大規模な雇用政策が行えない地域ももちろん存在する。そんな中、いくつかの雇用創出策の中から我々はコミュニティ・ビジネスによる雇用創出というものに注目した。

コミュニティ・ビジネスとは、福祉、教育、文化、環境保護などの社会需要を満たすサービス分野で、多様で柔軟なサービスを提供する地域密着型のスモールビジネスのことである。特徴としては大都市圏から離れた人口規模の小さな地方で発生しており、地元の特性を活かして小規模ではあるが利潤の出るビジネスを展開している。これは少子高齢化の進む日本の将来を考えると、非常に有効な地域雇用創出の手段であると考えられている。これらの分野の事業は、従来ならば市区町村などの地方公共団体が取り組むことが多かったが、柔軟なサービスを提供することが出来、こうした社会需要に積極的にこたえていきたいと考える地域住民が増えてきたことから、注目を集めるようになってきている。このコミュニティ・ビジネスの形態には制約はなく、地域に密着して事業を展開している事業体であれば、NPO、労働者協同組合、企業組合、有限会社、株式会社など、その形態にかかわらず「コミュニティ・ビジネス」と呼ばれている。この中で、重要な主体として位置づけるべきはNPO法人をはじめとする非営利団体である。

そこで我々は、各都道府県の人口1人当たりNPO法人の認証数を被説明変数におき、コミュニティ・ビジネスの発生要因の計量分析をおこなった。もちろんNPO法人すべてがコミュニティ・ビジネスを行っているわけではない。したがって、コミュニティ・ビジネスにできる限り近い性質を持つNPO法人を活動分野によって選別し、保健・医療又は福祉の増進を図る活動やまちづくりの推進を図る活動に焦点を絞った。その結果、すべての推計結果において、各都道府県の財政力指数、第2次産業就業者比率は有意に係数がマイナスという結果になった。また、一部の推計結果では第3次産業就業者比率も係数がマイナスで有意という結果になった。

従って、各都道府県財政が豊かでないところ、第2次・第3次産業就業者比率が小さいところでコミュニティ・ビジネス活動団体が発生しているといえる。即ち、都道府県の財政が豊かではなく、同時に第2次・第3次産業における民間営利企業の活動が弱いため、民間サービスや公的サービスが行き渡りにくい地域においてコミュニティ・ビジネスが発生しやすいことが計量的に示せた。

コミュニティ・ビジネスは都道府県の財政力が弱いところで、人口規模と比較して多く発生していることがわかったが、これは逆に言えば、支援すべきコミュニティ・ビジネスがより多く存在する地域では、支援主体として考えられる地方自治体の財政的体力に限界があるということを示した。

意味している。そこで、地方自治体が財政的負担を抑えながらコミュニティ・ビジネス実施団体を支援するにはどうしたらよいかを分析した。

財団法人地域活性化センターの調査によると、コミュニティ・ビジネスの展開上の課題は、営利・非営利ともに資金繰りが難しいというのが最も多く、次いで、欲しい人材が集められない、経営知識が不足しているなどと続いている。よって、地方自治体からの財政支援が少なくならざるを得ないところで認証 NPO 法人の数が多くなっているのであるが、NPO 法人として成立後に資金繰りの面で厳しくなっているという問題が見える。

現在の NPO の財源を整理すると、事業収入がもっとも大きな割合を占め、助成金・補助金、会費・入会費収入、寄付金と続く。NPO の発生が財政力の弱い地域であること、発生した NPO はまだ規模が小さいこと、この 2 つを考慮すると、事業収入や助成金、会費で収入を増やすことは難しいだろう。よって、NPO に財源を残すには、発展段階にある NPO が収める税を抑えることや、NPO への寄付金を増やすことが重要であろう。

さらに、コミュニティ・ビジネス支援策の実施状況と地方自治体の取り組み・体制の関係の先行研究から、コミュニティ・ビジネス支援には自治体が雇用担当者の人材を確保することで雇用創出取りまとめ部署設立につながり、これが内発的雇用創出策につながるということがわかっている。

そこで我々はコミュニティ・ビジネス支援関連施策を行っている市区町村に対してアンケート調査を行った。その結果、市町村区では雇用の場は不足しているがコミュニティ・ビジネスによる雇用の創出の意識は薄く、また、コミュニティ・ビジネスによる雇用創出を考えている自治体でも、人材の不足、ヴィジョンの不透明さからのノウハウが不足しているという現状をこのアンケートの結果から得られることが出来た。

以上のことから、次のような政策提言を行う。

まず、発生した NPO の資金不足を解消するために、NPO に課される税率の累進課税推進を提案する。NPO は非営利団体であり、その多くは規模が小さいことを考慮すると、NPO 独自の税率を定めるべきであると考えられる。図は収入金額別に、課税される実効税率を示したものである。収入額に応じて税率も上昇し、累進課税となっているが、NPO が成長しやすい環境を作るためには、さらに累進課税を進める必要がある。

次に、寄付を増やすために、行政が関わる形での支援組織の設立を提案する。近年、企業の CSR 活動としての寄付が行われている。CSR は近年注目されることが多くなってきているが、CSR として企業が NPO に支援をする際、情報の非対称性を回避するため支援をする NPO の実態を知る必要があり、サーチコストがかかってしまう。しかし、中間支援組織が NPO に関する情報を一括で管理することで、企業は支援組織のデータベースにアクセスすればよく、サーチコストを削減することができる。こうした支援組織の設立が NPO の資金不足を解消すると考える。

最後に、人材を確保しその市町村で出来る取り組みを少しずつ始めていくことがコミュニティ・ビジネスの発展促進、そして雇用創出には必要である。そして、その際には各施策の有機的結合のためにも、ヴィジョン・計画というものの重要度は高まるであろう。地域の様々な課題・ニーズに対応し解決をめざすコミュニティ・ビジネス。地域の実態を把握している市町村だからこそコミュニティ・ビジネス発展のためのシステムを作り上げなければならないだろう。

目次

はじめに

第1章 問題意識

- 第1節 地域に即した雇用創出策とは
- 第2節 なぜコミュニティ・ビジネスを分析するか

第2章 現状分析

- 第1節 雇用政策の変遷
 - (1. 1) 戦後からの地域雇用対策
 - (1. 2) 画一的政策から地域特性に合った政策へ
- 第2節 地域雇用に対する取り組みの現状
 - (2. 1) 雇用創出類型
 - (2. 2) コミュニティ・ビジネスの概念
 - (2. 3) コミュニティ・ビジネスはいかに拡大しているか
 - (2. 4) コミュニティ・ビジネス分野の雇用状況
 - (2. 5) コミュニティ・ビジネスの組織形態
- 第3節 地方自治体体制とコミュニティ・ビジネス

第3章 先行研究

- 第1節 コミュニティ・ビジネスに関する論文
- 第2節 市町村の雇用政策に関する研究
- 第3節 本論文の位置づけ

第4章 分析

- 第1節 コミュニティ・ビジネス発生要因の計量分析
- 第2節 事業立ち上げ後の課題
 - (2. 1) コミュニティ・ビジネス展開上の課題
 - (2. 2) NPO の財源
 - (2. 3) NPO に課される税金

第5章 アンケート調査

- 第1節 アンケート調査の概要
- 第2節 アンケート調査の結果

第6章 政策提言

- 第1節 NPO の税制改正
- 第2節 NPO 支援組織の設立
- 第3節 市町村に出来る支援システムづくり

おわりに

参考文献・データ出典

はじめに

2000年代に入って、中央主導型の地域政策の行き詰まりを打破するために地域政府主体の産業・雇用政策への転換が進められている。雇用創出の方法はさまざまあるが、その中でも我々はコミュニティ・ビジネス型開発というものに着目した。なぜなら、このコミュニティ・ビジネスは地域資源を活用した開発方式であり、都市部でなくとも実行可能であるからである。コミュニティ・ビジネスとは、福祉、教育、文化、環境保護などの社会需要を満たすサービス分野で、多様で柔軟なサービスを提供する地域密着型のスモールビジネスのことである。こうした分野は、従来、市区町村など地方公共団体が取り組むことが多かった分野であるが、地域行政のあり方を見直す機運が高まっており、行政サービスの外部委託化などに伴ってコミュニティ・ビジネスを活用する傾向も今後強まっていくものと見込まれる。地域のニーズに対応して地域住民が主体となって事業を創造する、新規の雇用機会の創出に役立つと期待されるとともに、地域において自ら存在意義ややりがいをもって働くことのできる新しいタイプの雇用機会として期待を集めている。

また、このような動きは、イギリスやアメリカでもみられるところであり、特に、サッチャー政権において推進された行財政構造改革によって、社会サービスをビジネスとして事業化する人々が多数輩出され、「社会起業家 (social entrepreneur)」と呼ばれている。日本でも国の行財政構造改革にともなって、地方公共団体でも今までの地域行政の在り方を見直す機運が高まってきており、行政サービスの外部委託化、NPO法人の協力を仰いだ事業運営の活発化などの動きが広まってきている。

コミュニティ・ビジネスには明確な定義が存在しないというえ、多くがNPOとして運営されているため、雇用の側面から見る場合には注意を要するが、我々は、このコミュニティ・ビジネス支援を地域雇用政策の一環として行っている自治体を調査し、地域でのコミュニティ・ビジネスが地域雇用政策として有効か、そして地方自治体はコミュニティ・ビジネス活性化のために如何なる政策を打つべきか、実際に活性化策がうまくいく要因は何かを考察する。このような政策主体としての地方自治体の能力や行動力次第では、新たに雇用情勢の地域間格差を生じさせる恐れがあるのではないか。こう思う我々は、この研究がコミュニティ・ビジネスによる地域雇用創出の可能性を示すだけでなく、地域雇用政策の主体となる地方自治体や、それをサポートする国のあるべき姿も示唆することになると考える。

分析手法としては、コミュニティ・ビジネスの実践団体として重要な位置を占める認証NPO法人をコミュニティ・ビジネス発生の程度を示す指標として用い、コミュニティ・ビジネスの発生要因を調べた。また、すでにコミュニティ・ビジネス支援関連施策を行っている市町村区に対してアンケートを行った。

その結果、コミュニティ・ビジネスは都道府県の財政力が弱いところで、人口規模と比較して多く発生していること、しかしながら設立後資金繰りに困っていることがわかった。また、市町村区では雇用の場は不足しているがコミュニティ・ビジネスによる雇用の創出の意識は薄く、また、コミュニティ・ビジネスによる雇用創出を考えている自治体でも、人材の不足、ヴィジョンの不透明さからのノウハウが不足しているという現状をこのアンケートの結果から得られることが出来た。

これらの結果をもとに、①発生した NPO の資金不足を解消するために、NPO に課される税率の累進課税推進、②寄付を増やすために、行政がかかわる形での支援組織の設立、③人材を確保しその市町村で出来る取り組みを少しずつ始めていくことがコミュニティ・ビジネスの発展促進、そして雇用創出には必要であって、その際には各施策の有機的結合のためにも、ビジョン・計画というものが必要であるということを政策提言する。

第1章 問題意識

第1節 地域に即した雇用創出策とは

少子高齢化が進む日本において、いくつになっても働ける社会というものは理想的であるとされている。しかし、実際には高齢化が進むと地域間の人口移動が少なくなるので、労働需給がマッチングせず、雇用情勢に格差が生まれてきてしまうだろう。また、国の債務が膨らみ続ける今の状況下では、新たな公共事業も少なくなり、旧来型の公共投資による雇用というのも縮小していくだろう。従って、今地域では内発的な雇用創出策が求められている。折しも、2000年代に入って、中央主導型の地域政策の行き詰まりを打破するために地域政府主体の産業・雇用政策への転換が進められている。地域政府が主体となって雇用政策を行っていく場合、当然それはその地域の状況に即したもので無ければならない。地域の内的雇用創出策として、どのようなものが相応しいのか、これが我々の第1の問題意識である。

第2節 なぜコミュニティ・ビジネスを分析するか

我々は、上述の問題意識への答えとして、コミュニティ・ビジネス型開発を取り上げるのであるが、このコミュニティ・ビジネス型開発において、国や地方自治体はどのような政策を行ってコミュニティ・ビジネスを促進させていけばよいのか、その役割分担をどうすればよいのかというのが第2の問題意識である。

第2章 現状分析

第1節 雇用政策の変遷

地域雇用政策のこれまでの政策について概観してみる。

(1. 1) 戦後からの地域雇用対策

戦後からの地域雇用対策には2つ流れがあるとされている。まず初めに、労働力の地域的な不均衡を是正するための対策である。労働力の流動化策によって地方から三大都市圏へ人口流入が起こり、大都市では人口が過密になると同時に地方では過疎化が進んでいった。地域間の経済格差是正が課題となる。二つ目に地方圏への労働需要移転策がある。これによって県民所得の地域間格差は縮小したものの、地方圏における人口の定住化していった。オイルショック以降は、雇用保険法で特定の地域に発生する大量の離職者への緊急雇用対策を採っていった。

80年代以降の地域雇用対策では、安定的な雇用機会創出が新たな課題となり中長期的な雇用開発施策が採られてきた。例えば地域雇用開発促進事業、テクノポリス構想、産業頭脳立地構想、地方雇用開発促進法などがある。

(1. 2) 画一的政策から地域特性に合った政策へ

上述の様に、様々な地域雇用機会創出の為の施策が採られていたが、これらは全て中央政府によるもので画一的政策の限界といった行き詰まりも表面化してきた。問題点の主なものとしては、以下の通りである。

- ① 政府立案による画一的政策の趣旨に合わないと補助金・税制上の優遇を得られない
- ② 地域レベルでの経済開発と能力開発、職業紹介が雇用創出政策の一体として進められることが少ないといった、地域での各施策間の連携が不足している
- ③ 公共投資や画一的企業誘致策の限界

これらを解決する為、地方政府主体の産業・雇用政策へと変換していった。地方分権という方向性を持った新政策群のもとで、地方は独自政策の自由度が増しており、地域に合った政策を独自に企画・立案できるようになってきているのが現状である。

- ・地方分権一括法（2000年）
- ・雇用対策法改正（2000年）
- ・職業安定法改正（2003年）
- ・地域雇用開発等促進法改正・改称（2001年）
- ・産業クラスター計画（2001年）
- ・構造改革特区（2002年～）
- ・地域再生推進のためのプログラム（2003年～）

これらを少し詳しく見る。まず、地方分権一括法により、機関委任事務が廃止され、同時にさまざまな事務の権限も国から都道府県、都道府県から市町村へと移譲され、国と地方が対等・協力の関係に変わり、改正雇用対策法では、地方公共団体による地域の実情に応じた雇用対策の実

施が努力義務となった。そして構造改革特区や地域再生推進のためのプログラムでは、実際に立案するのは地方公共団体であり、国はその認定やサポートを行うだけにするというように、雇用政策立案における地方公共団体の裁量は大きくなってきている。

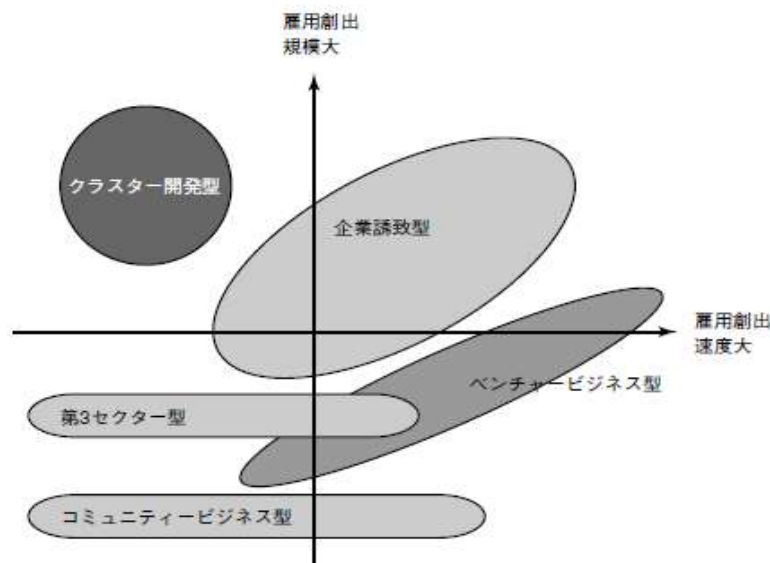
第2節 地域雇用とコミュニティ・ビジネス

(2. 1) 雇用創出類型

労働政策研究・研修機構（2007）によると、雇用創出のスタイルは以下の 5 つに分類することが出来る。

- ① 企業誘致型開発 : 雇用創出の規模も大きく速度も速い。
- ② 産業クラスター型開発 : 雇用創出の規模は大きいが雇用創出の速度は遅い。工場誘致型とは異なり、地域内での内発的な産業・雇用創出が期待される。このスタイルは、経済産業省の「産業クラスター計画」と文部科学省の「知的クラスター創成事業」が進行中である。産業クラスター型計画の大半は、先端分野の技術開発における国の重点 4 分野であるライフサイエンス、情報通信、環境、ナノテクノロジー材料に関連している。この産業クラスター型開発に構造改革特区を統合させ、地域全体の開発に取り組む地域も現れている。
- ③ ベンチャービジネス型開発 : 雇用創出速度は速いが雇用創出規模はそれほど大きくない。だが、将来的に大企業に成長する可能性も秘めている。大規模な企業誘致は自治体の財政力やインフラ整備、労働力などの制約からどこでも実行することは現実的ではないが、こうした第三の類型は背伸びをしない「身の丈にあった」開発手法とされている。
- ④ 第三セクター型開発 : 雇用創出にある程度の時間がかかり、雇用創出規模もそれほど大きなものではない。公共の部門と民間企業が共同出資・運営にあたるのでは、かつてのリゾート開発のように多大な負債を抱えて倒産・解散に至るものもある。
- ⑤ コミュニティ・ビジネス型開発 : 大都市圏から離れた人口規模の小さな地方で発生しており、地元の特性を活かして小規模ではあるが利潤の出るビジネスを展開している。雇用創出規模と速度は第三セクター型とほぼ同様で華々しさはないものの、少子高齢化の進む日本の将来を考えると、非常に有効な地域雇用創出の手段であると考えられている。

図1【雇用創出類型の概念図】



(出所：独立行政法人 労働政策研究・研修機構編（2007）『地域雇用創出の新潮流 統計分析と実態調査から見える地域の実態』第 9 章)

(2. 2) コミュニティ・ビジネスの概念

地域住民が中心となって、ビジネスの手法を活用しながら地域社会の課題解決に取り組み、地域を活性化している事例が現れてきている。こうした事業は、近年「コミュニティ・ビジネス」と呼ばれ、地域社会の活性化と同時に地域における雇用創出も期待されるようになってきている。

コミュニティ・ビジネスが展開されている分野は、以下の次の 10 分野が主なものである。

- ① 福祉・保健・医療 ② 教育 ③ 環境 ④ まちづくり ⑤ 就業支援・人材育成
- ⑥ 産業支援・地域資源活用 ⑦ 災害時の支援・安全確保 ⑧ 観光・交流
- ⑨ 文化・芸術・スポーツ振興 ⑩ コミュニティ・ビジネスのための中間支援

これらの分野の事業は、従来ならば市区町村などの地方公共団体が取り組むことが多かったが、柔軟なサービスを提供することが出来、こうした社会需要に積極的にこたえていきたいと考える地域住民が増えてきたことから、注目を集めるようになってきている。

又、コミュニティ・ビジネスはただ単に社会的なサービスを提供することだけでなく、ビジネスとして事業の継続性を備えることが求められている。このため一定の事業規模や事業の運営体制が確保される必要があると捉えられている。形態には制約はなく、地域に密着して事業を展開している事業体であれば、NPO、労働者協同組合、企業組合、有限会社、株式会社など、その形態にかかわらず「コミュニティ・ビジネス」と呼ばれている。

(2. 3) コミュニティ・ビジネスはいかに拡大しているか

コミュニティ・ビジネスが近年拡大してきたのはなぜだろうか。これに関しては次のような事情が考えられるとされている。それは、①地域社会の問題を住民自らが主体的に解決していこうという、それまでの地方公共団体に任せきりにするような意識から変化が起きていること、②薄れゆく地域の共同体意識を立て直すための、新たな受け皿として期待されていること、③地域における社会的ニーズの多様化に対しては、行政サービスよりも民間による事業展開のほうが迅速性・柔軟性の点で期待できること、④厳しい雇用情勢の中での新たな雇用の受け皿として期待されていることなどである。

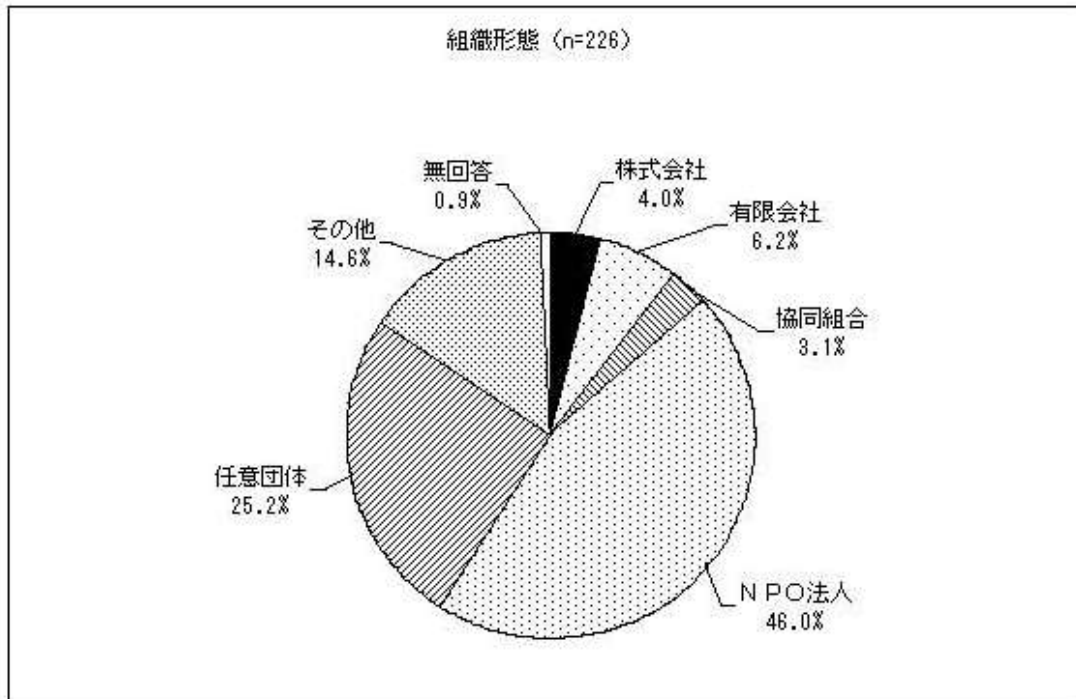
(2. 4) コミュニティ・ビジネス分野の雇用状況

コミュニティ・ビジネスは、その実施主体が NPO、協同組合等、小規模企業とさまざまな形態をとっていることもあり、統計数値はよく整備されているとはいえない。そんな中、厚生労働省雇用創出会議（2003）は、事業の継続性・自立性を確認できるものとして、一定の財政規模の事業体に限り、少なくとも常勤の事務スタッフが 1 名以上いる NPO を、コミュニティ・ビジネスを行っている NPO とし、これらの NPO での雇用を 3 万人程度と見積もっている。さらに、それ以外の協同組合や企業等で、上述のコミュニティ・ビジネスの概念に合致するものを 3 万人程度と見込み、合計で約 6 万人がコミュニティ・ビジネスの雇用規模であるとしている。

(2. 5) コミュニティ・ビジネスの組織形態

前述のように、コミュニティ・ビジネスはさまざまな組織形態の事業体が運営している。財団法人地域活性化センターの調査によると、最も多いのは NPO 法人であり、46%を占めている。次いで任意法人が多くなっている。任意法人とは、市民活動団体ではあるものの、NPO 法人格を取得していない団体のことを意味する。この調査では、地方公共団体や関係機関のホームページから収集した情報や、全国の地方公共団体から紹介された事業体を母体としているために、そもそもそうしたところが開知していないところでコミュニティ・ビジネスを展開しているような営利企業は漏れている可能性があるが、NPO 法人をはじめとする非営利団体が主体として重要な位置を占めているということではできらう。

図2 【コミュニティ・ビジネス実施団体の組織形態】



(出所：財団法人地域活性化センター (2005) 『コミュニティビジネスとコミュニティの再生について 調査研究報告書』)

第3節 地方自治体体制とコミュニティ・ビジネス

図3 【とりまとめ担当部署の有無とコミュニティ・ビジネス支援の実施状況 (2004)】

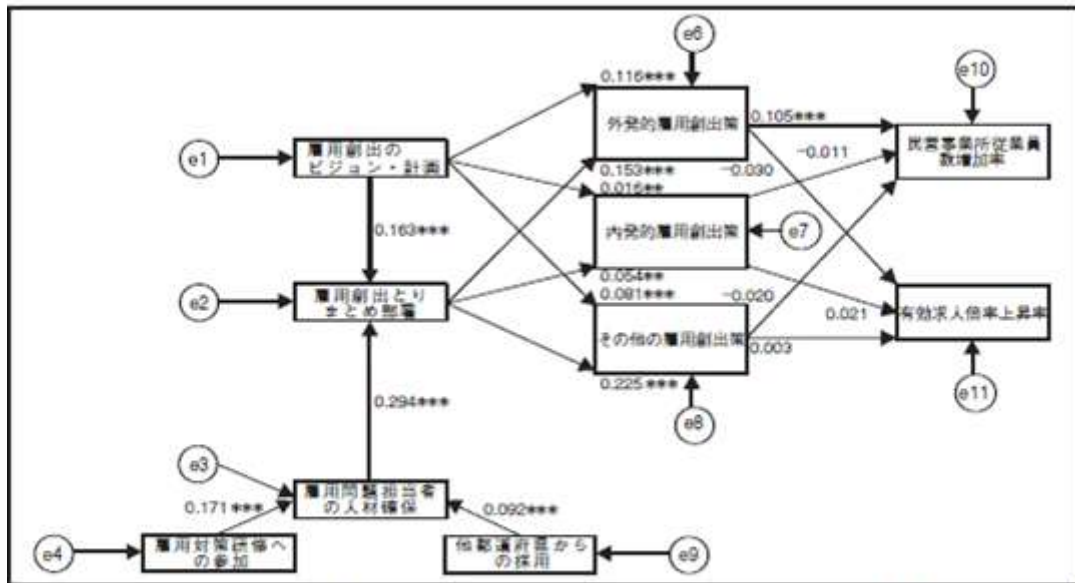
	コミュニティビジネス支援			
	係数	標準誤差	Exp.(t)	
地方創出とりまとめ部署の有無(なしをベース)	とりまとめ部署あり	0.761**	0.375	2.141
市町村(市をベース)	町ダミー	-0.888	0.621	0.411
	村ダミー	-0.911	1.073	0.402
人口(3万人以上10万人未満をベース)	5千人未満	0.604	0.951	1.830
	5千~1万未満	-1.235	1.189	0.291
	1万~3万未満	0.5850	0.585	1.751
	10万~30万未満	0.345	0.439	1.412
	30万以上	1.230**	0.551	3.422
	常数	-3.380***	0.579	0.034
	カイ2乗		27.215	
	-2対数尤度		311.611	
	決定係数		0.097	

注) 二項ロジスティック回帰による。***は1%、**は5%、*は10%水準で統計的に有意であることをあらわす。
 (出所：独立行政法人 労働政策研究・研修機構編『地域雇用創出の新潮流 統計分析と実態調査から見えてくる地域の実態』2007年)

2004 年に実施された政策についてとりまとめ部署の設置の効果を見ると、担当部署がある自治体でコミュニティ・ビジネス支援にプラスの効果が 5%水準で統計的に有意となっていることがわかる。

市町村が雇用問題に対してどのように対応しているのかを個別の変数間の関係から全体的な構図として下記のパス図が描かれた。雇用問題担当者の人材確保が出来ていれば、または雇用創出のビジョン・計画が存在すれば、雇用創出とりまとめ部署の設置にプラスの効果をもたらし、とりまとめ部署の設置はコミュニティ・ビジネス支援を含む内的雇用創出策にプラスで統計的に有意になることが示されている。

図 4 【市町村における雇用創出への取り組みと実施状況のパス図】



注) 数値は標準化係数、e_iは誤差変数。また、パス係数に付した***は1%水準で、**は5%水準で、*は10%水準でそれぞれ有意であることをあらわす。

(出所：図 3 に同じ)

第3章 先行研究

第1節 コミュニティ・ビジネスに関する論文

日本のコミュニティ・ビジネスに関する論文はあまりないのが現状である。

橋本（2007）はコミュニティ・ビジネス論の展開を整理し、コミュニティ・ビジネスの意義と問題点を明らかにし、コミュニティ・ビジネスが国や自治体における政策の中でどのように位置づけの変遷を述べている。このなかで橋本はこれまで日本における NPO の先進事業として知られていた団体の活動の多くは、コミュニティ・ビジネスにおける議論の対象となる活動と重なる部分が多く、NPO 研究の文脈からコミュニティ・ビジネス論を検討することは妥当性があるとしている。また、コミュニティ・ビジネス論が地域の諸課題を解決する営みを新たな「仕事」と位置づけるという特徴を持ち、コミュニティ・ビジネス論の発祥地であるイギリスにおいても雇用の増進という観点が重視されていたと述べている。また、コミュニティ・ビジネス事業立ち上げのための資金面での補助、経営サポートなどが、自治体においてさまざまな方で展開されてはいるものの、その施策の意図するところは多種多様であり、定まった共通の理解があるとはいえない状況で、ただ『自治体として取り組んでいるという「姿勢」を示すための、小規模なフラッグシップとしての政策』といった評価を受ける現状にある。そのため、先行するコミュニティ・ビジネス支援施策の評価を踏まえて各自治体がそれぞれの地域特性を把握し、地域が抱える課題に即した事業のあり方を模索して政策提言していくことが必要としている。

第2節 市町村の雇用政策に関する研究

独立行政法人の労働政策研究・研修機構の研究では、市町村へのアンケート結果から、市町村の支援のための体制とコミュニティ・ビジネス支援施策の実施状況、そしてその効果を統計的に分析している。

第3節 本論文の位置づけ

本論文は、こうした先行研究を踏まえつつ、認証 NPO 法人数をコミュニティ・ビジネス発生要因分析の核として用い、コミュニティ・ビジネス支援施策を行っている市区町村に限ってアンケート調査を行った。そして、地方公共団体や国で役割を分担し、どのような支援体制を築いていくべきかを検討する点に本論文の意義があると考えられる。

第4章 分析

第1節 コミュニティ・ビジネス発生要因の計量分析

地方自治体の財政や地域の産業構造がコミュニティ・ビジネス実施団体数に与える影響を調べるために計量分析を行う。ただし、コミュニティ・ビジネス実施団体数の正確なデータは無いため、コミュニティ・ビジネスの実施団体の多くを占めるNPOに注目し、認証NPO法人数のデータを用いることにした。

もちろんNPO法人すべてがコミュニティ・ビジネスを行っているわけではない。したがって、コミュニティ・ビジネスにできる限り近い性質を持つNPO法人を活動分野によって選別する。ここでいう分野とは、特定非営利活動法人の定款に記載された活動分野のことである。これは以下の17種類ある。

図5 【認証NPO法人の活動分野】

第1号	保健・医療又は福祉の増進を図る活動
第2号	社会教育の推進を図る活動
第3号	まちづくりの推進を図る活動
第4号	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
第5号	環境の保全を図る活動
第6号	災害救援活動
第7号	地域安全活動
第8号	人権の擁護又は平和の推進を図る活動
第9号	国際協力の活動
第10号	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
第11号	子どもの健全育成を図る活動
第12号	情報化社会の発展を図る活動
第13号	科学技術の振興を図る活動
第14号	経済活動の活性化を図る活動
第15号	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
第16号	消費者の保護を図る活動
第17号	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

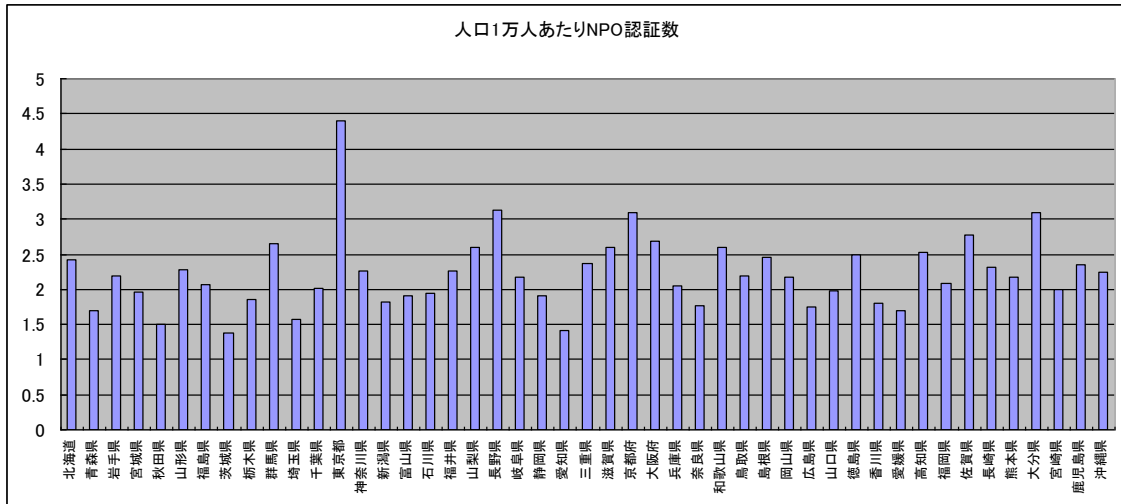
(資料：内閣府NPOホームページ (<http://www.npo-homepage.go.jp/data/bunnya.html>) より筆者作成)

永沢（2003）は、コミュニティ・ビジネスの基準として、財政規模として年間活動予算が500万円以上あること、常勤構成員（常勤の事務局員）が1名以上いること、原則として都道府県域内を活動範囲の主体としていることなどを挙げている。

内閣府国民生活局（2005）「平成16年度市民活動団体基本調査報告書」によると、「高齢者福祉」に活動分野として特に力を入れているというNPOは、スタッフ数で20人以上50人未満が26.5%、50人以上で25.9%となっており、「全体に比べて割合が高くなっている」とされている。また、財政規模でみると、1000万以上の区分から「障害者福祉」や「高齢者福祉」の割合が「全体に比べて高くなっている」とされていて、1000~2000万円未満で「障害者福祉」（20.4%）、2000~5000万円未満で「高齢者福祉」（24.0%）と「障害者福祉」（22.3%）、5000万~1億円未満で「高齢者福祉」（26.9%）と「全体に比べて高い」とされている。また、高齢者福祉の活動範囲は「1つの市町村の区域内」が69.6%と、「割合が全体に比べて高くなっている」とされている。

したがって、永沢の挙げる条件によく当てはまるのは第1号分野に該当するNPO法人である。また、コミュニティ・ビジネスが地域の問題を解決していくという性質を持つため、事業の性質から考えたときには、まさにまちづくりの分野はこうした性質に適合すると考えられる。

図6 【都道府県別人口1人あたりのNPO認証数】

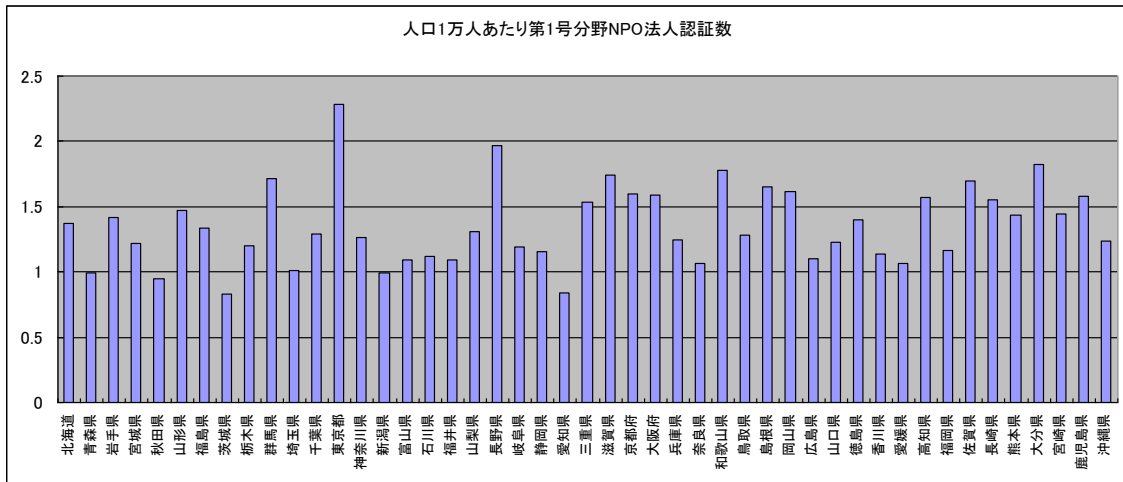


2007年9月30日時点の各都道府県による認証法人数を2007年10月1日の各都道府県の人口推計で除した。

(資料：内閣府 NPO ホームページ <http://www.npo-homepage.go.jp/data/pref.html>)

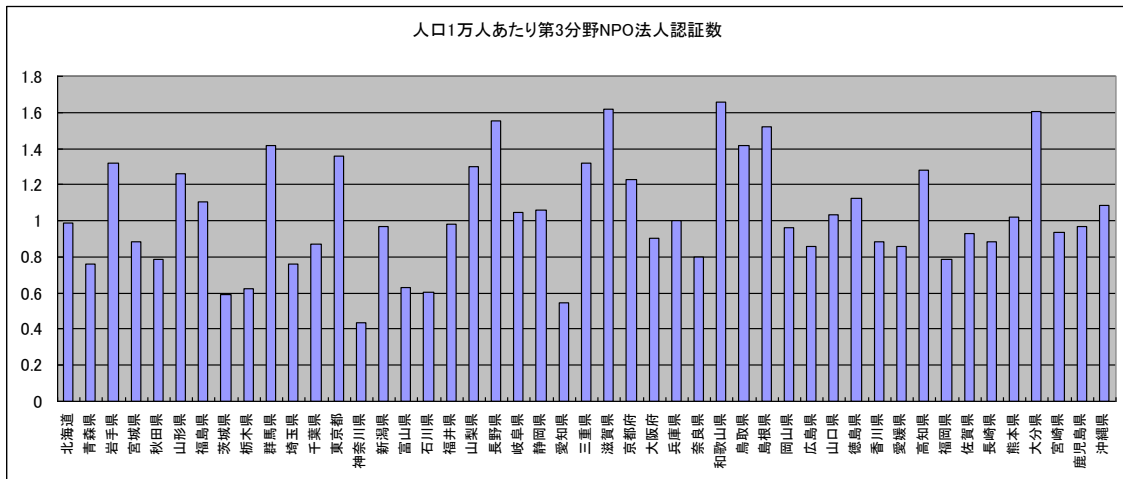
総務省統計局『人口推計』より筆者作成

図7 【都道府県別人口1人あたり第1号分野NPO法人認証数】



(資料：図 6 に同じ)

図8 【都道府県別人口1人あたり第3号分野NPO法人認証数】



(資料：図 6 に同じ)

図6～8を見てわかるように、都道府県に認証されたNPO法人数を各都道府県人口で除してみると、決して都市部で多いというわけではなく、地域に比較的多く存在することがわかる。まちづくり分野である第3号分野の人口1万人当たり認証NPO法人数ではそれが顕著である。

本節では、コミュニティ・ビジネス実施団体の発生要因を、コミュニティ・ビジネス実施団体の多くを占めるNPO法人の認証数、並びにコミュニティ・ビジネスに近い性質を持つと見られる第1号・第3号分野のNPO法人都道府県別認証数を被説明変数として推計する。

《基本仮説》

「公共サービス・民間営利サービスが行き渡っていない地域でコミュニティ・ビジネスが発生する」

この基本仮説を基に、以下の被説明変数・説明変数を設けた。

《被説明変数》

NPO：各都道府県の人口1万人当たりNPO法人認証数（都道府県によって認証されたもの）

NPO1：各都道府県の人口1万人当たり第1号分野NPO法人認証数（都道府県によって認証されたもの）

NPO3：各都道府県の人口1万人当たり第3号分野NPO法人認証数（都道府県によって認証されたもの）

これらのデータは、2007年9月30日時点の各都道府県による認証法人数を2007年10月1月の各都道府県の人口推計で除したものである。

《説明変数》

C：定数項

Y：1人当たり県民所得（2007年）

1人当たり県民所得の多い都道府県ほど活動資金に余裕が生まれると考えた。

Age65：65歳以上人口割合（2007年）

高齢者人口割合が多いほど地域社会の抱える問題は増え、同時に高齢者がサービスの供給者としても活動可能であるため、コミュニティ・ビジネスの需要・供給に影響を与えると考えた。

Area：一人当たり可住面積

過疎の傾向や人口過密の傾向がコミュニティ・ビジネスに何らかの影響を与えると考えた。

Industry2：第2次産業就業者比率（2005年）

Industry3：第3次産業就業者比率（2005年）

各都道府県の産業就業者比率は製造業・サービス業による製品・サービス供給の程度を表す指数として置いた。この割合が高いほど民間営利によるサービス供給が豊かであると考え、この割合が低いほどコミュニティ・ビジネスの需要が増すと考えた。

F1：都道府県の財政力指数（2005年）

F2：各都道府県に属する市町村区の財政力指数平均（2005年）¹

自治体財政に余裕の無い都道府県ほど公的サービスが行き渡りにくく、コミュニティ・ビジネスが発生すると考えた。

ここで用いた財政力指数の定義とは、基準財政収入額を基準財政需要額で除して算出されたもので、大きいほど地方公共団体の財政力は強い。指数算出に当たっては、各年の特殊事情による影響を小さくするため、次式のように前々年度、前年度及び当該年度に係る数値の過去3か年度の単純平均値が用いられている。総務省（2008）によると基準財政収入額は、各地方公共団体の財政収入額を合理的に測定するために算定されるもので、都道府県にあっては、法定普通税、目的税の一部等の標準税率による収入見込額の75%、市町村にあっては、同75%に相当する額に地方譲与税、交通安全対策特別交付金等の収入見込額を加えた額である。基準財政需要額は、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行い、又は標準的な施設を維持するために必要な財政需要であり、各行政項目ごとに所定算式によって算定したものの合算額である。

P：2005年平均消費者物価地域差指数総合（持ち家の帰属家賃を除く）

各都道府県の消費者物価指数の差がコミュニティ・ビジネス発生に何らかの影響を及ぼすと考えた。

¹ 総務省（2008）「統計でみる市町村のすがた 2008」の財政力指数と人口データをもとに、2005年度の各都道府県に属する市町村と東京23区の財政力指数を、2005年人口を用いて加重平均した値を用いている。この際、福島県本宮市、栃木県宇都宮市、群馬県高崎市、埼玉県熊谷市、東京23区、神奈川県相模原市、山梨県笛吹市、愛知県弥富市、京都府木津川市、岡山県岡山市、福岡県八女市・みやま市、宮崎県延岡市の財政力指数データが欠けていたが、弥富市以外は都道府県や当該市町村のホームページの2005年度の市町村財政分析表などからデータを補って分析を行った。ただし福島県本宮市は旧本宮町、京都府木津川市は旧加茂町、福岡県みやま市は旧高田町のデータを用いている。

推計式①

$$NPO = C + \beta_1 Y + \beta_2 \text{Age65} + \beta_3 \text{Area} + \beta_4 \text{Industry2} + \beta_5 \text{Industry3} + \beta_6 F1 + \beta_7 F2 + \beta_8 P + u$$

推計式②

$$NPO1 = C + \beta_1 Y + \beta_2 \text{Age65} + \beta_3 \text{Area} + \beta_4 \text{Industry2} + \beta_5 \text{Industry3} + \beta_6 F1 + \beta_7 F2 + \beta_8 P + u$$

推計式③

$$NPO3 = C + \beta_1 Y + \beta_2 \text{Age65} + \beta_3 \text{Area} + \beta_4 \text{Industry2} + \beta_5 \text{Industry3} + \beta_6 F1 + \beta_7 F2 + \beta_8 P + u$$

①の推計結果

Dependent Variable: NPO

Method: Least Squares

Sample: 1 47

Included observations: 47

	Coefficient	Std. Error	t-Statistic	Prob.
C	1.772039	3.952860	0.448293	0.6565
Y	0.001404	0.000317	4.425140	0.0001
AGE65	-3.039939	4.378374	-0.694308	0.4917
AREA	-184.1661	125.4941	-1.467528	0.1505
INDUSTRY2	-0.090484	0.035764	-2.530031	0.0157
INDUSTRY3	-0.049085	0.037093	-1.323274	0.1937
P	0.046407	0.031617	1.467797	0.1504
F1	-2.589119	1.025261	-2.525328	0.0159
F2	-0.751154	0.890436	-0.843580	0.4042
R-squared	0.503078	Mean dependent var		2.226889
Adjusted R-squared	0.398463	S.D. dependent var		0.527218
S.E. of regression	0.408904	Akaike info criterion		1.219744
Sum squared resid	6.353689	Schwarz criterion		1.574027
Log likelihood	-19.66398	Hannan-Quinn criter.		1.353063
F-statistic	4.808847	Durbin-Watson stat		1.739472
Prob(F-statistic)	0.000387			

②の推計結果

Dependent Variable: NPO1

Method: Least Squares

Sample: 1 47

Included observations: 47

	Coefficient	Std. Error	t-Statistic	Prob.
C	2.981395	2.465172	1.209406	0.2340
Y	0.000697	0.000198	3.522059	0.0011
AGE65	-1.476358	2.730541	-0.540683	0.5919
AREA	-143.1661	78.26348	-1.829284	0.0752
INDUSTRY2	-0.065324	0.022304	-2.928805	0.0057
INDUSTRY3	-0.048864	0.023133	-2.112305	0.0413

P	0.026873	0.019717	1.362929	0.1809
F1	-1.337581	0.639396	-2.091943	0.0432
F2	-0.415928	0.555314	-0.748996	0.4585
<hr/>				
R-squared	0.421768	Mean dependent var	1.353924	
Adjusted R-squared	0.300034	S.D. dependent var	0.304803	
S.E. of regression	0.255010	Akaike info criterion	0.275388	
Sum squared resid	2.471142	Schwarz criterion	0.629672	
Log likelihood	2.528371	Hannan-Quinn criter.	0.408708	
F-statistic	3.464689	Durbin-Watson stat	1.898966	
Prob(F-statistic)	0.004306			

③の推計結果

Dependent Variable: NPO3

Method: Least Squares

Sample: 1 47

Included observations: 47

	Coefficient	Std. Error	t-Statistic	Prob.
C	4.394678	2.525665	1.740009	0.0900
Y	0.000731	0.000203	3.607757	0.0009
AGE65	-1.517880	2.797545	-0.542576	0.5906
AREA	-122.5079	80.18396	-1.527836	0.1348
INDUSTRY2	-0.056720	0.022851	-2.482164	0.0176
INDUSTRY3	-0.052548	0.023701	-2.217143	0.0327
P	0.008067	0.020201	0.399324	0.6919
F1	-1.972528	0.655086	-3.011096	0.0046
F2	0.130711	0.568941	0.229745	0.8195
<hr/>				
R-squared	0.383226	Mean dependent var	1.032500	
Adjusted R-squared	0.253379	S.D. dependent var	0.302368	
S.E. of regression	0.261268	Akaike info criterion	0.323873	
Sum squared resid	2.593907	Schwarz criterion	0.678157	
Log likelihood	1.388974	Hannan-Quinn criter.	0.457193	
F-statistic	2.951364	Durbin-Watson stat	1.672466	
Prob(F-statistic)	0.011425			

すべての推計結果において、各都道府県の財政力指数、第2次産業就業者比率は有意に係数がマイナスという結果になった。また、②・③推計結果では第3次産業就業者比率も係数がマイナスで有意という結果になった。

従って、各都道府県財政が豊かでないところ、第2次・第3次産業就業者比率が少ないところでコミュニティ・ビジネス活動団体が発生しているといえる。即ち、都道府県の財政が豊かではなく、同時に第2次・第3次産業における民間営利企業の活動が弱いため、民間サービスや公的

サービスが行き渡りにくい地域においてコミュニティ・ビジネスが発生しやすいことが計量的に示せた。

第2節 事業立ち上げ後の課題

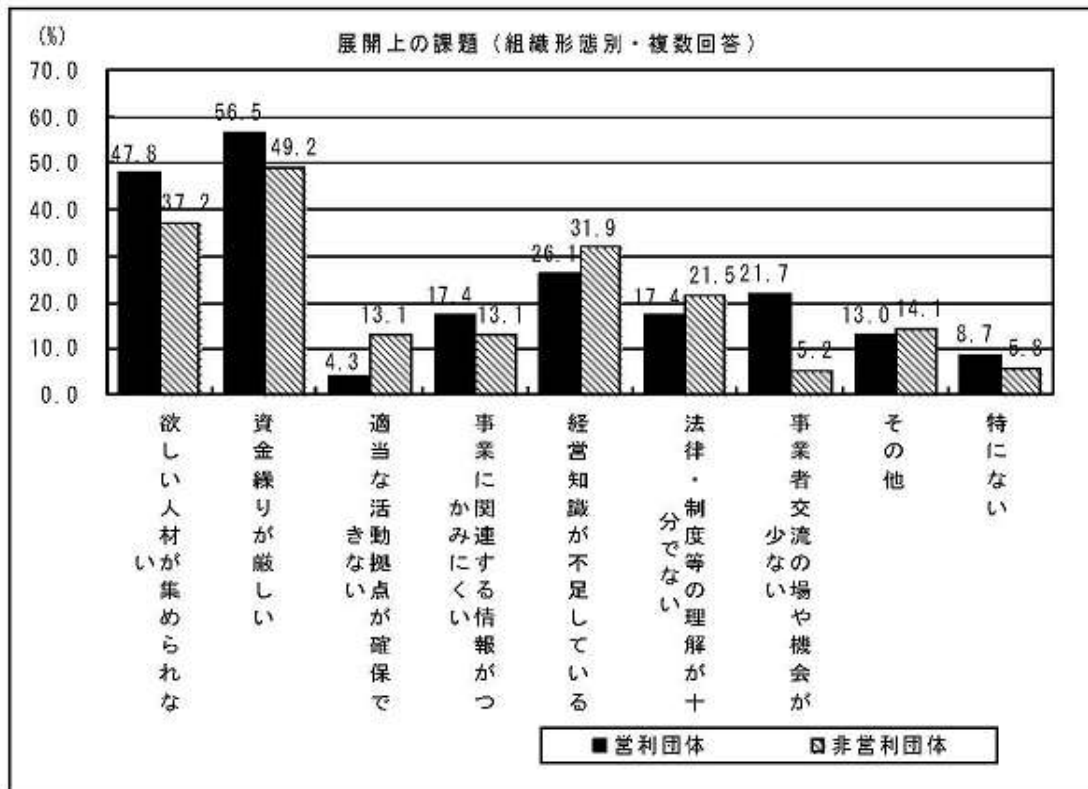
(2. 1) コミュニティ・ビジネス展開上の課題

前節の結果から、コミュニティ・ビジネスは都道府県の財政力が弱いところで、人口規模と比較して多く発生していることがわかったが、これは逆に言えば、支援すべきコミュニティ・ビジネスがより多く存在する地域では、支援主体として考えられる地方自治体の財政的体力に限界があるということを示している。

では、地方自治体が財政的負担を抑えながらコミュニティ・ビジネス実施団体を支援するにはどうしたらよいかを考える。

財団法人地域活性化センターの調査によると、コミュニティ・ビジネスの展開上の課題は、営利・非営利ともに資金繰りが難しいというのが最も多く、次いで、欲しい人材が集められない、経営知識が不足しているなどと続いている。

図9 【コミュニティ・ビジネスの展開上の課題】



サンプル数：営利団体 23、非営利団体 191

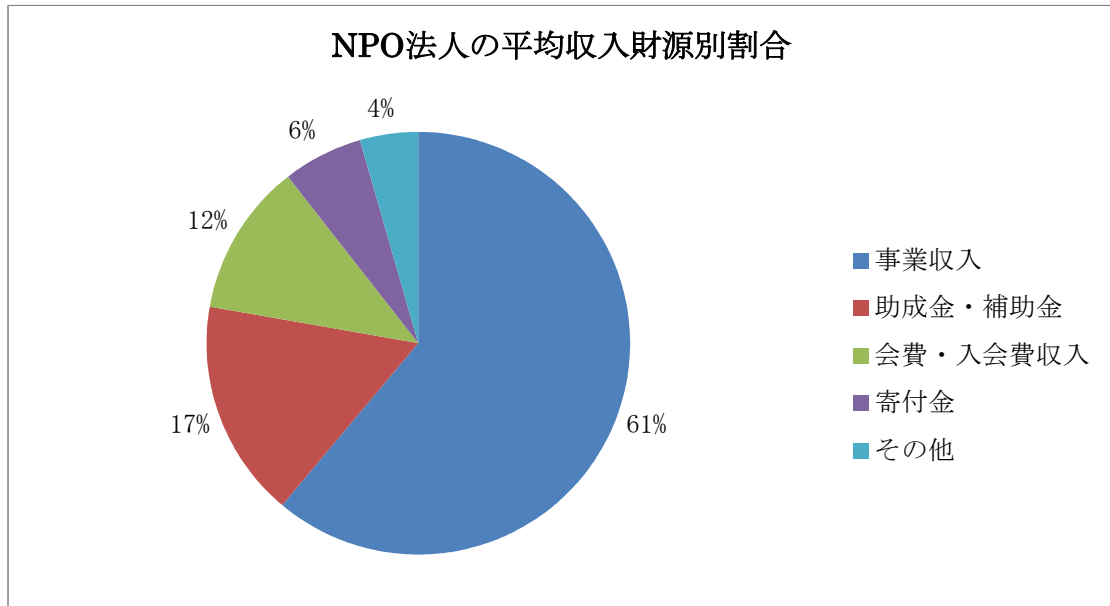
（出所：財団法人地域活性化センター（2005）「コミュニティビジネスとコミュニティの再生について 調査研究報告書」）

これを見ると、前節では地方自治体からの財政支援が少なくならざるを得ないところで認証NPO法人の数が増えているという結論を得たが、NPO法人として成立後に資金繰りの面で厳しくなっているという問題が見える。

(2. 2) NPO の財源

ここで現在の NPO の財源を整理する。以下にみるように事業収入がもっとも大きな割合を占め、助成金・補助金、会費・入会費収入、寄付金と続く。NPO の発生が財政力の弱い地域であること、発生した NPO はまだ規模が小さいこと、この 2 つを考慮すると、事業収入や助成金、会費で収入を増やすことは難しいことがわかる。

図 10



(資料: 内閣府 NPO ホームページ 平成 19 年市民活動団体基本調査報告書 アンケート調査より筆者作成)

(2. 3) NPO に課される税金

次に、NPO から行政に流れていく金、すなわち税金について考える。

NPO の法人税の現状を整理すると、現在 NPO 法人には主に法人税、事業税、都道府県民税、市町村民税が課され、都道府県税と市町村民税は法人税割と均等割分けられる。収益事業¹を行う場合は全ての税が課され、収益事業を行わない場合は都道府県税と市町村民税の均等割のみ課される。ただし、収益事業を行わない場合、申請すれば均等割も減免する自治体が多く、さらに近年、収益事業を行う場合も均等割を減免する自治体も出てきている。税率に関してだが、NPO の収入が 400 万円以下で法人税 22%、事業税 5.0%、収入が 400 万円超から 800 万円以下で法人税 22%、事業税 7.3%、収入が 800 万円超で法人税 30%、事業税 9.6%課される。都道府県民税は法人税割が法人税額の 5.0%、均等割が一律で 2 万円課され、市町村民税は法人税割が法人税額の 12.3%、均等割が一律で 5 万円課される²。

収入によって税率が分けられているものの、先に述べたように発生した NPO が資金繰りに困っているのが事実である。

¹ ここでの収益事業とは法人税法で定義されているものであり、NPO 法で定義されているものではない。

² 東京 23 区は都民税のみで 7 万円。

図 1 1 【NPO に課される主な税金とその割合】

	所得金額	NPO に課される税、税率
法人税	800 万円以下	22%
	800 万円超	30%
事業税	400 万円以下	5.0%
	400 万円超から 800 万円以下	7.3%
	800 万円超	9.6%
都道府県民税	法人税割	法人税額の 5.0%
	均等割	2 万円
市町村民税	法人税割	法人税額の 12.3%
	均等割	5 万円

(出所：NPO 会計税務サポートサイト <http://www.npoatpro.org/HoujinText1.pdf>)

第5章 市町村区アンケート調査

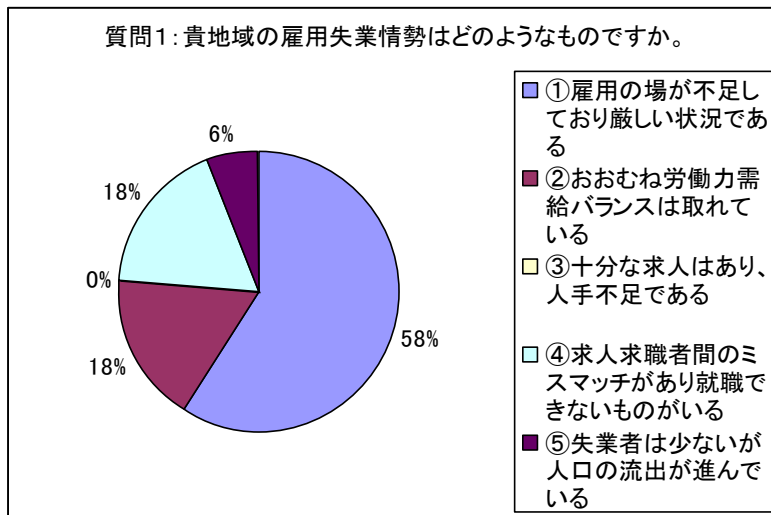
第1節 アンケート調査の概要

我々はコミュニティ・ビジネス支援を行っている自治体にアンケート調査を実施し、地方自治体(市町村区レベル)のコミュニティ・ビジネスのあり方と雇用創出効果の関係について調べたところ、17件の自治体から有効な回答を得られた。また、今回コミュニティ・ビジネスを行っている自治体の判別としては、地方自治体のコミュニティ・ビジネス関連振興施策として経済産業省関東経済産業局 HP に掲載されたものを使用し、このアンケート調査におけるコミュニティ・ビジネスとは、地域住民が中心となって地域の抱える課題に対応するために行っている事業のこと。さらに、この事業者に関しては株式会社、有限会社のほか、NPO や組合など、形態に制約はなく、取り組む課題は福祉・教育・環境・まちづくり・就業支援・災害支援・観光・文化スポーツ振興・コミュニティ・ビジネス支援などであるとした。

第2節 アンケート調査の結果

まず始めに、諸地域の雇用失業情勢についてたずねた質問に対しては下図のような結果が得られた。

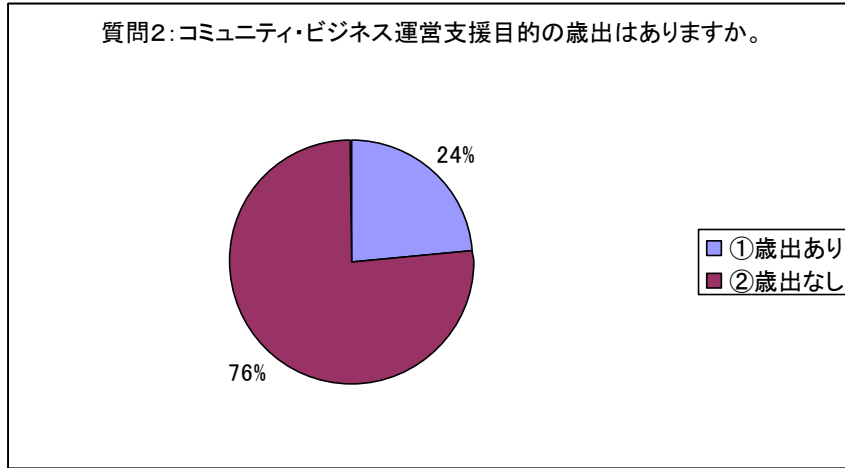
図12



首都圏を含み、過半数以上の自治体が雇用の場が不足しているという現状であると回答し、十分な求人があり人手不足であると答えた自治体は存在しなかった。

次に、コミュニティ・ビジネスの運営支援の方法についてうかがってみたところコミュニティ・ビジネス運営支援目的の有無についての質問は下図の様に歳出ありと応えた自治体は全体の4分の1に満たない結果となった。

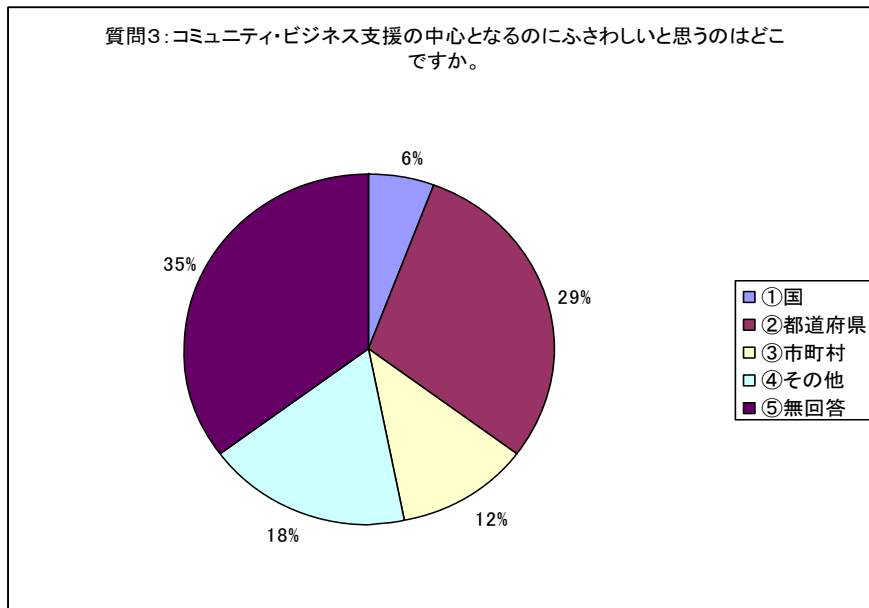
図 1 3



さらに講座・シンポジウムの開催を行っている自治体が 8 団体
 創業時の資金支援・融資を行っている自治体が 5 団体
 創業後の資金支援・融資を行っている自治体が 3 団体
 中間支援組織の設立を行っている自治体が 2 団体 という結果が得られた。
 しかし、運営支援を行ったコミュニティ・ビジネスにおける直接雇用創出数及び目標数に対する質問は、「具体的な数値を把握していない」や「雇用創出としてコミュニティ・ビジネスを扱っていない」などの回答が相次ぎ、詳細のデータを入手することができなかった。

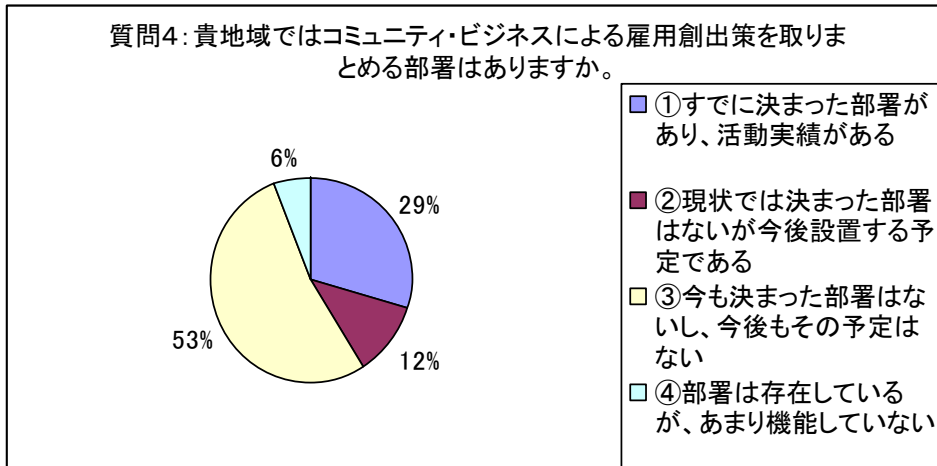
コミュニティ・ビジネス支援の中心となって取り組むのにふさわしいと思うのはどこかという質問に対しては、やはり市町村では単位が小さい、財源的に余裕がないなどの意見から都道府県と答える自治体が多かった。しかし、地域の実態を把握している市町村でやるべきだという回答も見られた。また、その他の意見として都道府県、市町村、民間の連携が必要であるという意見もあった。

図 1 4



このような市町村単位でのコミュニティ・ビジネスへの取り組みの意識の低さは次の項目でもうかがうことが出来た。

図 1 5



市町村区ではコミュニティ・ビジネスによる雇用の創出を考えているところは全体の半数ほどにすぎず、現在も今後もコミュニティ・ビジネスによる雇用創出の担当部署を設置するつもりがないと答えた自治体が過半数を超えていた。

さらに、コミュニティ・ビジネスによる雇用創出策の企画・立案・実施担当者の人材は確保されているかの問いに対しては全体で2件、コミュニティ・ビジネスによる雇用創出に関する具体的なビジョン・計画はお持ちですかという問いに対しては1件しか YES という回答は得られなかった。

図 1 6

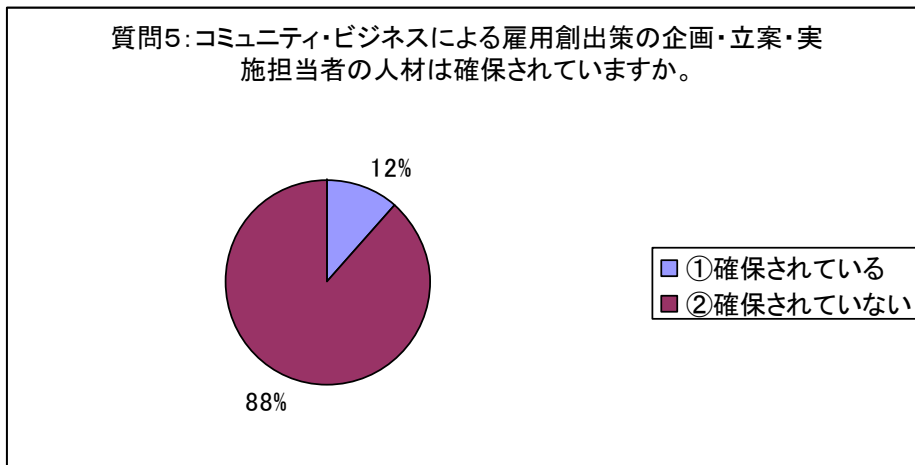
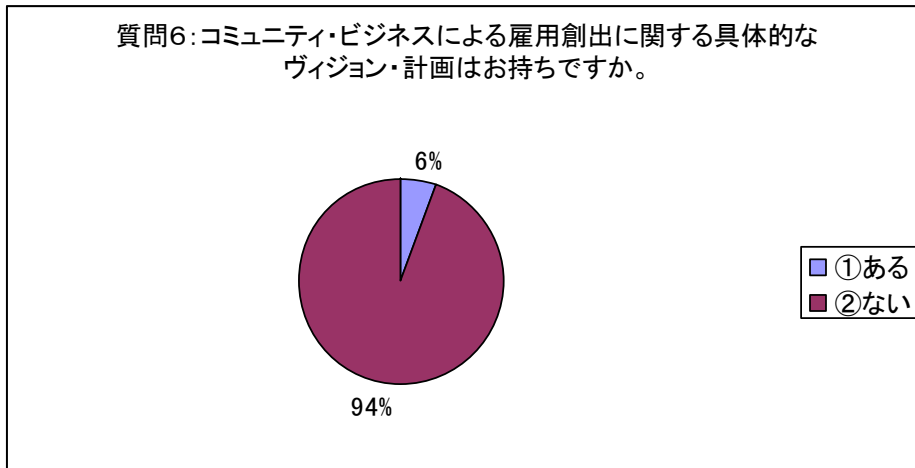


図 1 7



つまり、市町村区では雇用の場は不足しているがコミュニティ・ビジネスによる雇用の創出の意識は薄く、また、コミュニティ・ビジネスによる雇用創出を考えている自治体でも、人材の不足、ビジョンの不透明さからのノウハウが不足しているという現状をこのアンケートの結果から得られることが出来た。

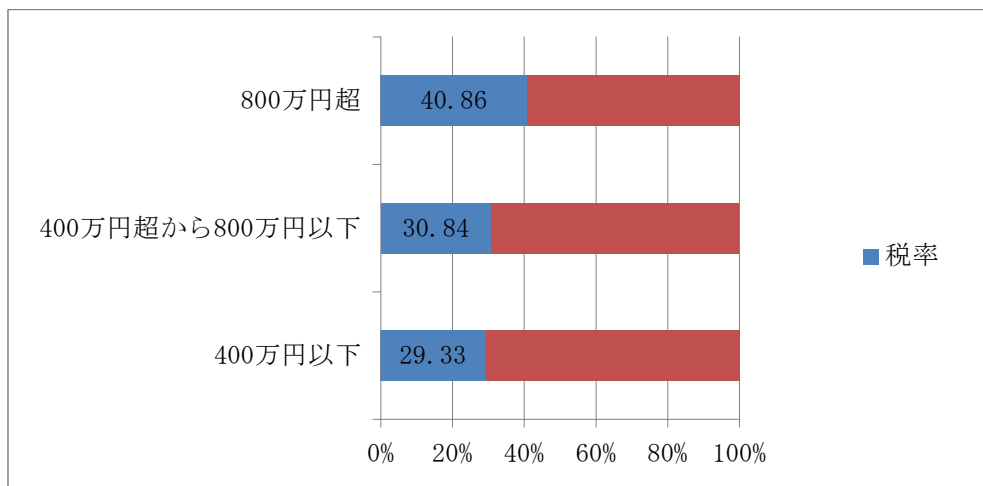
第6章 政策提言

第4章の分析から、「NPOは資金繰りに悩まされている」ということが分かった。しかし、実証分析で見た通り、行政がNPOに資金援助をするのは難しい。さらに、アンケート調査から、市町村区では雇用の場は不足しているが、コミュニティ・ビジネスによる雇用の創出の意識は薄く、また、コミュニティ・ビジネスによる雇用創出を考えている自治体でも、人材の不足、ビジョンの不透明さからのノウハウが不足しているという現状をこのアンケートの結果から得られることが出来た。

NPOで雇用創出まで結び付けるには、事業規模の拡大が必要であることは言うまでもない。そこで我々は以下の3つの政策提言を行う。

第1節 NPOの税制改正

図18 【NPO法人に課される収入金額別実効税率】

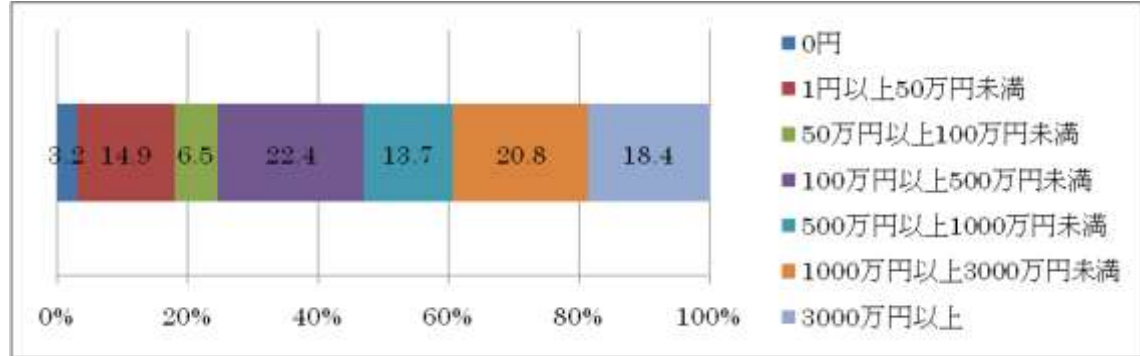


(出所：すぎなみ NPO 支援センターHP より筆者作成)

以上を踏まえ、発生した NPO 法人の資金不足を解消するために、NPO 法人に課される税率の累進課税推進を提案する。NPO 法人は非営利団体であり、その多くは規模が小さいことを考慮すると、NPO 法人独自の税率を定めるべきであると考えられる。図 18 は収入金額別に、課税される実効税率を示したものである。収入額に応じて税率も上昇し、累進課税となっているが、NPO が成長しやすい環境を作るためには、さらに累進課税を進める必要がある。具体的には、収入が 400 万円以下の NPO 法人の税率を下げ、1000 万円超という新たな区切りを作り、800 万円超のものよりもさらに税率を上げる。図 19 は総収入額別 NPO 法人数の割合を表わしたグラフである。1000 万円以上の収入がある NPO 法人が全体の約 40% も存在することがわかる。

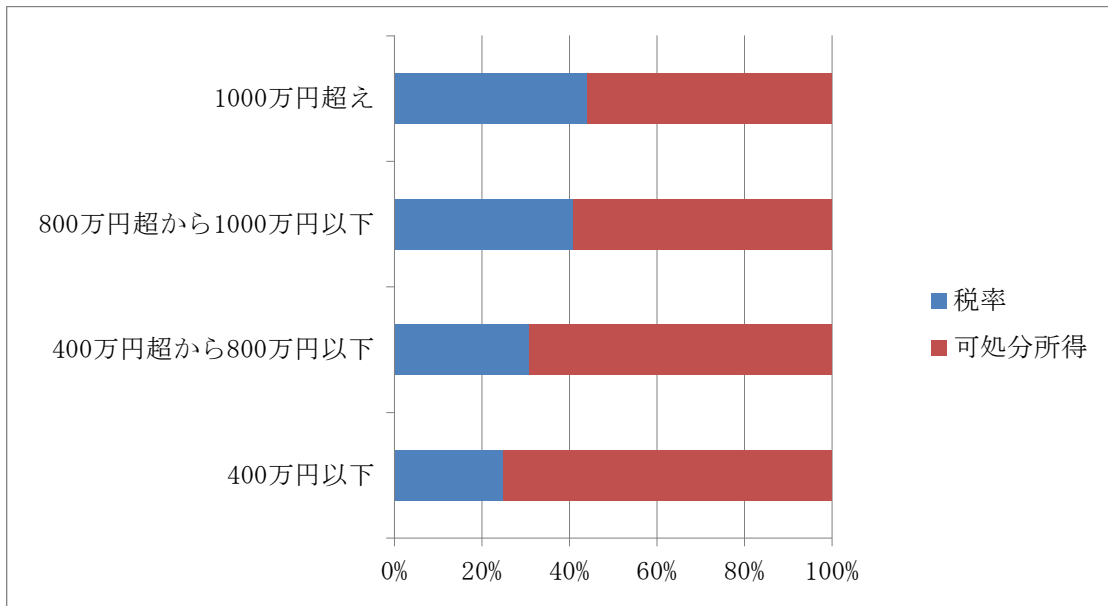
つまり、収入が1000万円超という新たな区切りの作成、そしてさらなる税率の上昇の余地がある。税率を下げた400万円以下のNPO法人の税分と税率を上げた1000万円超のNPO法人の税分とを同等の額にすることで、行政の税収入を安定させることができる。図20は累進課税を進めた後のイメージグラフである。NPO法人に課される税率の累進課税推進策は、行政の税収入を変化させずにNPO法人の資金繰りの問題を解消することができる。

図19 【総収入額別 NPO 法人数の割合】



(内閣府 NPO 法人ホームページ 平成19年市民活動団体基本調査報告書 アンケート調査より作成)

図20 【累進課税を進めた後のイメージグラフ】



(筆者作成)

第2節 NPO 支援組織の設立

第4章第2節(2.2)を踏まえ、我々は寄付金に注目する。現状では寄付金の占める割合はあまり大きくないが、今後NPOの資金不足を解消する可能性は十分にあると考える。

そして我々は寄付を増やすために、行政がかかわる形での支援組織の設立を提案する。この支

援組織の特徴を挙げる。

- ①国が運営を行う公的機関であり、都道府県ごとに設置される。
- ②NPO の情報を一括で管理し、企業に向けてまとめて公開するなど、企業と NPO の間に入ることで、企業が行う NPO への支援(資金、人材、ノウハウなど)を円滑にすることを目的としている。
- ③公開する NPO の情報は申請があった NPO のみである。
- ④企業が、寄付を希望する NPO の特徴とともに資金を支援組織に預けると、この組織が企業の希望に合った NPO を探し出し、代わりに寄付をするという寄付の委託業務も行う。
- ⑤寄付、支援をした場合、企業は支援組織に手数料を払えば、NPO に寄付、支援をしたという証明として、NPO 側の了解のもと支援した内容を支援組織のホームページに公表することができる。
- ⑥⑤における手数料は支援組織の運営に充てられる。

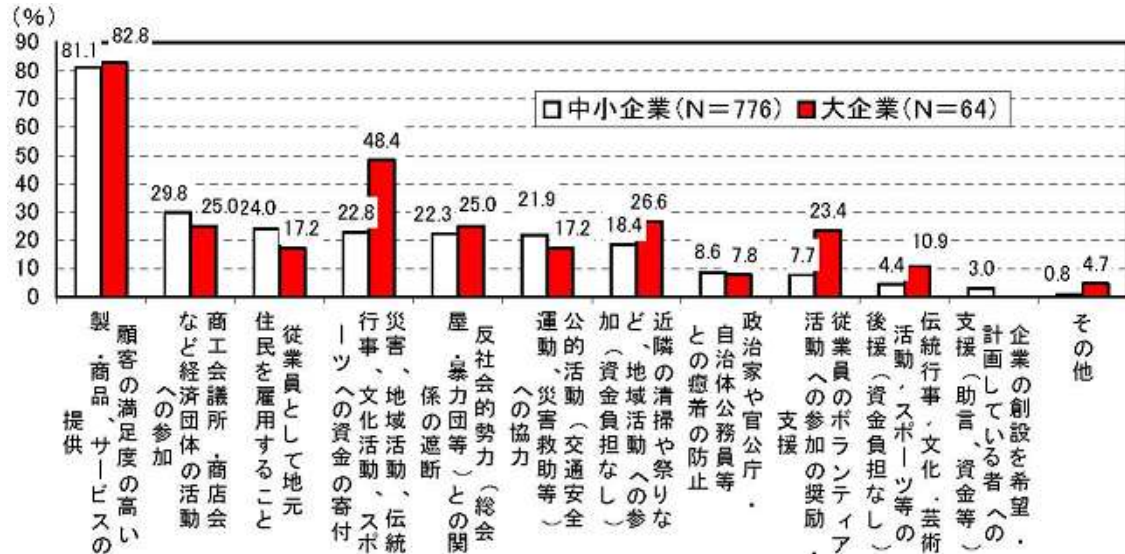
①で支援組織を国が運営を行う理由とは、NPO が多く発生しているのは財政力の弱い地域であるため、都道府県が運営することは難しく、また市町村が運営すると数多く乱立してしまい、かえって運営が困難になる恐れがあるからである。

この支援組織は企業側にも多くのメリットを持つ。企業は NPO に支援をする際、情報の非対称性を回避するため支援をする NPO の実態を知る必要があり、サーチコストがかかってしまう。しかし、支援組織が NPO に関する情報を一括で管理することで、企業は支援組織のデータベースにアクセスすればよく、サーチコストを削減することができる。寄付をする場合は、④の寄付の委託業務により、代わりに支援組織が企業の希望に合った NPO を探してくれるため、さらなるサーチコストの削減も可能である。

また、⑤の NPO に支援したことを支援組織のホームページに公表することは、CSR 活動として企業のイメージアップにつながると考える。近年、CSR 活動における寄付が注目されている。図 21 は 2005 年に東京商工会議所が会員企業を対象に実施したアンケートにおいて、取り組み方別に「地域や社会への貢献・責任」について重視している割合を表したものである。このグラフから、寄付を重視すると答えた企業が、大企業では約半数で第 2 位、中小企業では 2 割強で第 4 位となっている。支援組織のホームページへの公表は、CSR 活動として企業の NPO への寄付を助長するだろう。

これらの利点を持って、支援組織の設立が NPO の資金不足を解消すると考える。

図 2 1 【取り組み方別に「地域や社会への貢献・責任」について重視している割合】



(出所：東京商工会議所 2005 年『「企業の社会的責任 (CSR)」についてのアンケート調査』)

第 1 節、第 2 節において提言した政策によって、NPO の資金不足が軽減され、活動が活発に

なり、コミュニティ・ビジネスも活性化するだろう。

第3節 市町村に出来る支援システムづくり

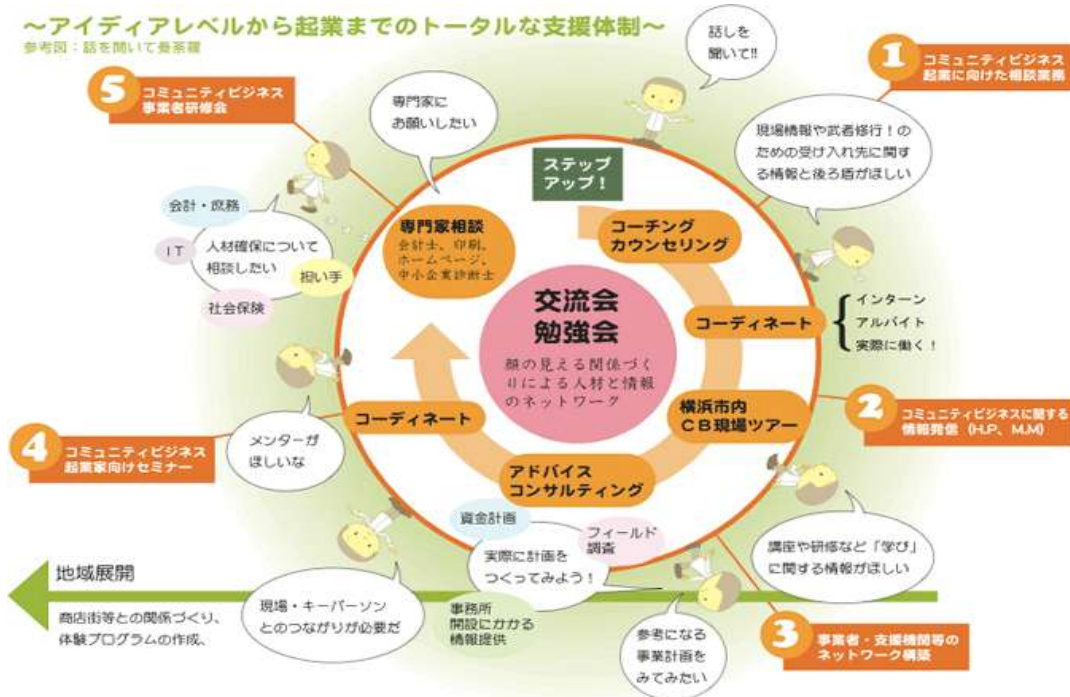
アンケート調査の結果から、何らかのコミュニティ・ビジネス支援策を行っている自治体でさえ、雇用創出策としてコミュニティ・ビジネスを雇用創出策として認識していない、何らかのビジョン・計画もない、人材も確保されていないということがいえる。

しかしながら、人材を確保しその市町村で出来る取り組みを少しずつ始めていくことがコミュニティ・ビジネスの発展促進、そして雇用創出には必要である。そして、その際には各施策の有機的結合のためにも、ビジョン・計画というものの重要度は高まるであろう。

そうしたビジョンを持ってコミュニティ・ビジネス支援を行っている横浜市を例にとつてこのことを考えたい。

横浜市では雇用創出促進プランとして計画期間の平成 22 年までに平成 17 年度と比較して市民市内就業者数の 5 万人増加を目標にさまざまな事業を展開している。その事業の一つとしてコミュニティ・ビジネス支援事業がある。この事業は地域の課題を解決するコミュニティ・ビジネスの事業化に必要となる立ち上げ資金を支援する助成制度や支援ネットワークづくり、また、サポート機関への支援を行うことにより、コミュニティ・ビジネス促進を目指す民間主体協働型の事業で、その目標値は計画期間内の新規 40 件以上の事業展開が設定されている。具体的には「よこはま CB smiles」としてアイデアレベルから起業までのトータルな支援体制を築いている。まず、コミュニティ・ビジネスに対して関心がある人、コミュニティ・ビジネスを起業しようとしている人、コミュニティ・ビジネスの事業者での情報の共有をはかり、さらに事業者・支援者の交流会を実施し、事業者・支援者そして支援を必要としている人とをつなげる。コミュニティ・ビジネス起業に向けての相談窓口を常設し、初歩的な相談から事業計画の作成方法や許認可の有無、支援策情報など必要な知識と情報を提供している。これにより、具体的事業計画が作成できた人に対しては横浜企業経営支援財団が財務労務等の経営全般にわたる相談に応じ、事業計画の具体化、事業立ち上げを支援している。

図 2 2



(出所：「よこはま CB smiles」HP)

このようなコミュニティ・ビジネスへの一連の相談体制の確立、コミュニティ・ビジネスに関

する情報の発信、コミュニティ・ビジネス事業者・支援機関等のネットワークの構築、起業家向けセミナー、事業者研修会を行うことで地域発展のためのコミュニティ・ビジネスを支援している。地域の様々な課題・ニーズに対応し解決をめざすコミュニティ・ビジネス。地域の実態を把握している市町村だからこそコミュニティ・ビジネス発展のためのシステムを作り上げなければならないだろう。

以上の政策提言により、コミュニティ・ビジネスが活性化すると考える。

おわりに

本論文の完成に至るまでに、多くの方々からご指導をいただいた。
大学院生の遠藤裕基氏、白木紀行氏には論文のテーマ選定の時期から貴重な時間を割いていただき、親身に相談に乗っていただいた。

樋口美雄研究会 19 期の先輩方は、論文をよりよいものにするための様々なアドバイス、有益なコメントをしてくださった。

また、コミュニティビジネス総合研究所所長の細内信孝氏には、論文執筆の初期の段階で貴重なコメントいただくと同時に、所有されている資料を快くご提供いただいた。

また、アンケート調査票を送付させていただいた地方公共団体の担当者の方々には、お忙しい中、学生のアンケートにお答えいただいた。

そして、樋口美雄教授には、論文作成の基礎的な知識を教えていただくとともに、ゼミ内での論文発表の度に、貴重な助言を賜り、論文の完成まで温かく見守っていただいた。

我々の論文制作に協力してくださったすべての方々に、心からお礼を申し上げたい。

2008 年 11 月 18 日
三田キャンパスにて
樋口ゼミ A 班一同

参考文献・データ出典

《先行論文》

橋本理 (2007) 「コミュニティビジネス論の展開とその問題」『関西大学社会学部紀要』
Vol38, No.2、5-42

《参考文献》

樋口美雄、S・ジゲール、労働政策研究・研修機構編 (2005) 『地域の雇用戦略 七カ国の
経験に学ぶ “地方の取組み”』日本経済新聞社

厚生労働省 雇用創出企画会議 (2003) 『雇用創出企画会議第一次報告書』

厚生労働省 雇用創出企画会議 (2004) 『雇用創出企画会議第二次報告書』

独立行政法人 労働政策研究・研修機構編 (2007) 『地域雇用創出の新潮流 統計分析と実態
調査から見えてくる地域の実態』独立行政法人 労働政策研究・研修機構

財団法人地域活性化センター (2005) 『コミュニティビジネスとコミュニティの再生につい
て 調査研究報告書』

《データ出典》

内閣府 NPO ホームページ

<http://www.npo-homepage.go.jp/data/bunnya.html>

http://www.npo-homepage.go.jp/data/b_history.txt

http://www.npo-homepage.go.jp/data/pref_history.txt

<http://www.npo-homepage.go.jp/data/report23.html>

(全て 2008 年 11 月 7 日閲覧)

総務省ホームページ

http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/pdf/1018-15-6_10.pdf

http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/pdf/1018-15-6_11.pdf

http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/pdf/1018-15-6_14.pdf

http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/pdf/1018-15-6_40.pdf

(全て 2008 年 11 月 10 日閲覧)

総務省統計局 『統計でみる市区町村のすがた 2008』

<http://www.stat.go.jp/data/ssds/5b.htm>

(2008 年 11 月 6 日閲覧)

総務省統計局 『統計でみる都道府県のすがた 2008』

<http://www.stat.go.jp/data/ssds/5a.htm>

(2008 年 11 月 6 日閲覧)

総務省統計局 『人口推計』 (政府統計ホームページ)

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?bid=000001008470&cycode=0>

(2008 年 11 月 5 日閲覧)

福島県ホームページ

<http://www.pref.fukushima.jp/shichousonzaisei/dantaibetsu/17dantaibetsu/17bunseki/323motomiya.pdf>

(2008 年 11 月 10 日閲覧)

栃木県ホームページ

<http://www.pref.tochigi.jp/pref/zaiseijinji/zaiseibunseki/resources/17ichiran.pdf>

(2008年11月10日閲覧)

群馬県ホームページ

<http://www.pref.gunma.jp/tihou/images/h16-1.pdf>

(2008年11月10日閲覧)

東京都ホームページ

<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/05gyousei/gyouzaisei/zaisei/kessan/hikaku/ku17.htm>

(2008年11月10日閲覧)

山梨県ホームページ

<http://www.pref.yamanashi.jp/barrier/html/shichoson/images/77881345252.xls>

(2008年11月10日閲覧)

京都府木津川市ホームページ

<http://www.city.kizugawa.lg.jp/attachments/20070423182109076.pdf>

(2008年11月10日閲覧)

岡山県岡山市ホームページ

<http://www.city.okayama.okayama.jp/zaisei/zaisei/17bunseki/okayama2005.pdf>

(2008年11月10日閲覧)

宮崎県ホームページ

<http://www.pref.miyazaki.lg.jp/parts/000078834.pdf>

(2008年11月10日閲覧)

永沢映 (2003年) 『コミュニティ・ビジネスの現状と課題』 独立行政法人経済産業研究所
「企業の社会的責任と新たな資金の流れに関する研究会」 第7回研究会配付資料

http://www.rieti.go.jp/users/uesugi-iichiro/financial-flow/pdf/007_nagasawa.pdf

(2008年11月16日閲覧)

NPO 会計税務サポートサイト

<http://www.npoatpro.org/HoujinText1.pdf>

(2008年11月15日閲覧)

すぎなみ NPO 支援センターホームページ

<http://www.nposuginami.jp/>

(2008年11月15日閲覧)

東京商工会議所ホームページ

<http://www.tokyo-cci.or.jp/kaito/chosa/2005/170712-1.pdf>

(2008年11月14日閲覧)

よこはま CBsmiles ホームページ
<http://www.cbsmiles.jp/jigyoku.html>
(2008 年 11 月 16 日閲覧)